

ヒートアイランド対策関係府省連絡会議設置要綱

平成14年 9月 6日

1. 趣旨

ヒートアイランド対策に係る行政機関が相互に密接な連携と協力を図り、ヒートアイランド対策を総合的に推進するため、「ヒートアイランド対策関係府省連絡会議（以下「会議」という。）」を設置する。

2. 構成

会議は、別記の職にある者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

3. 議事

（1）会議は、構成員の発意に基づき任意に開催することができる。

（2）会議には、必要に応じて各府省等の関係者を構成員として、加えることができる。

（3）会議には、必要に応じて特定の議題を検討する検討会等を設けることができる。

4. 事務処理

会議に関する事務は、国土交通省総合政策局国土環境・調整課及び環境省環境管理局大気環境課大気生活環境室が共同して処理する。

5. その他

（1）会議に提出された資料は、原則として会議後公開する。

（2）この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、構成員の合議により定める。

附則

この要綱は、平成14年 9月 6日から施行する。

記

内閣官房都市再生本部事務局参事官

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部政策課長

国土交通省総合政策局環境・海洋課長

国土交通省総合政策局国土環境・調整課長

環境省環境管理局総務課長

環境省環境管理局大気環境課大気生活環境室長